

大阪市立総合医療センター退職者等診療記録閲覧要綱

(目的)

第一条 この要綱は、病院、大学等の医育機関との連携を促進し、各種研究に必要な診療情報を提供することにより、地域医療の発展に寄与することを目的として、大阪市立総合医療センター（以下「センター」という。）における診療記録閲覧者の受入れについて必要な事項を定める。

(定義)

第二条 この要綱において「診療記録閲覧者」とは、第五条の規定による許可を受け学会発表や大学での研究等を目的として、センターにおいて診療記録の閲覧を行う者をいう。

2 診療記録閲覧者となることのできる者は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 過去にセンターに勤務していた医師免許、歯科医師免許および看護師免許等を取得した医療従事者

(2) センター医療従事者と共同研究している医師免許、歯科医師免許および看護師免許等を取得した医療従事者

(閲覧場所)

第三条 診療記録閲覧者は、診療録閲覧室において診療記録の閲覧を行うことができる。

(申請)

第四条 診療記録閲覧者の許可を受けようとする者は、所定の申請書（第一号様式）に、誓約書（第二号様式）、現勤務先の所属長の推薦書（第三号様式）、第二条に定める免許証の写しを添え、病院長に申請するものとする。ただし、センター退職者においては第三号様式および免許証の写しは不要とする。

2 前項の申請は、受入開始の日の3週間前までに行うものとする。

(許可)

第五条 病院長は、前条の申請があった場合において、その申請内容が適当であり、病院の診療業務に支障がないと認めたときは、許可することができる。

(登録)

第六条 病院長は、前条の規定により受入れを許可したときは、所定の診療記録閲覧者許可証（第四号様式）を交付するものとする。

(受入期間)

第七条 診療記録閲覧者の受入期間は、原則6ヶ月以内とし、更新は可能とする。

(受入期間の更新)

第八条 病院長は、診療記録閲覧者が受入期間の更新を申請したときは、当該診療部長の同意を得て、これを許可することができる。

2 前項の申請は、期間満了の日の1か月前までに、所定の申請書により行うものとする。

(閲覧時間)

第九条 診療記録閲覧者の閲覧時間は、月曜日から金曜日（祝日、休日を除く）までの9時00分から17時00分までとする。

(辞退)

第十条 診療記録閲覧者は、診療記録閲覧者を辞退しようとするときは、所定の辞退願（第五号様式）により当該診療部長を経て、病院長に願い出なければならない。

(情報提供)

第十一条 情報提供の許可を受けようとする者は、所定の申請書（第六号様式）において病院長に

申請するものとする。

2 情報提供を受けることができる者は、センター退職者に限る。

3 提供可能な情報は、データの検索ならびにその結果（但し、個人情報を含む場合は匿名化情報として提供）及び画像や手書きの図等、転写できない情報に関する複写とする。

（規則の遵守）

第十二条 診療記録閲覧者は、センターが定める諸規程を遵守しなければならない。

（許可の取消し）

第十三条 診療記録閲覧者が前条の規定に違反し、又は診療記録閲覧者としてふさわしくない行為があったときは、病院長は診療記録閲覧者の受入れの許可を取り消すことができる。

2 申請内容に虚偽の記載または情報の漏洩及び前条項目を遵守されないおそれがあると判断した場合は、即座に診療記録の閲覧許可を取り消すものとする。

（服装）

第十四条 診療記録閲覧者は来院の際、専用の名札を着用するものとする。

2 診療記録閲覧者へは、原則として院内簡易携帯電話及び座席、文書受取箱は貸与しない。

（損害賠償等）

第十五条 診療記録閲覧者は、本人の故意又は過失により、情報漏洩を生じさせた場合又は施設、設備等を損傷させた場合は、法令の定めるところにより損害賠償等の責任を負うものとする。

（目的外利用）

第十六条 診療記録の閲覧によって知り得た情報は、許可を受けた目的以外で利用してはならない。

（事務の担当）

第十七条 退職者等診療記録閲覧に係る事務は、TQMセンターが担当する。

（その他）

第十八条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、医療部門会議の審議を経て決定する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 8 月 22 日から施行する。

附 則

本改正要綱は、平成 29 年 4 月 11 日より施行する。

附 則

本改正要綱は、令和元年 7 月 12 日より施行する。